

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第3号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第29条第1項又は給与等条例第24条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、通勤届又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。当該条項の職員たる要件を具備する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、また同様とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 始業又は終業の時刻の変更があった場合（新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）又は高速自動車国道を利用して通勤している職員に限る。）</p> <p>2 [略]</p> <p><u>（新幹線鉄道等及び高速自動車国道の利用に係る職員）</u></p> <p>第4条の2 <u>給与条例第29条第1項第1号及び第3項並びに給与等条例第24条第1項第1号及び第3項の人事委員会規則で定める職員は、新幹線鉄道等又は高速自動車国道を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上である職員若しくは通勤時間がおおむね90分以上である職員又はこれらに相当する程度に通勤することが困難である職員として人事委員会の定める職員とする。</u></p> <p><u>（新幹線鉄道等及び高速自動車国道の利用の基準）</u></p> <p>第4条の3 <u>給与条例第29条第1項第1号及び第3項並びに給与等条例第24条第1項第1号及び第3項の人事委員会規則で定める基準は、新幹線鉄道等又は高速自動車国道を利用する場合には、その利用により通勤時間が新幹線鉄道等にあつては30分以上、高速自動車国道にあつてはおおむね30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。</u></p> <p><u>（新幹線鉄道等の利用に係る特別運賃）</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第29条第1項又は給与等条例第24条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、通勤届又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。当該条項の職員たる要件を具備する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、また同様とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 始業又は終業の時刻の変更があった場合（新幹線鉄道等（給与条例第29条第3項及び給与等条例第24条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。以下同じ。）を利用して通勤している職員に限る。）</p> <p>2 [略]</p>

第4条の4 給与条例第29条第1項第1号及び給与等条例第24条第1項第1号の人事委員会規則で定める運賃は、急行料金その他人事委員会が認める運賃とする。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(高速自動車国道以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的、かつ、合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 [略]

第7条 給与条例第29条第2項第1号及び給与等条例第24条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項において「運賃等相当額」という。)は、同項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(給与条例第29条第6項及び給与等条例第24条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額

(2)・(3) [略]

2 [略]

(全額支給限度額の特例適用職員)

第7条の2 給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める職員は、給与条例第29条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員又は給与等条例第24条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員のうち、アイジーアールいわて銀河鉄道株式会社が運行する鉄道(以下「いわて銀河鉄道」という。)又は三陸鉄道株式会社が運行する鉄道(以下「三陸鉄道」という。)を利用する職員で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) いわて銀河鉄道又は三陸鉄道の利用に要する給与条例第29条第2項第1号及び給与等条例第24条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超える職員

(2) いわて銀河鉄道又は三陸鉄道とその他の交通機関(新幹線鉄道等を除く。)を併用する場合で、いわて銀河鉄道又は三陸鉄道の利用距離が30キロメートルを超える職員

(3) その他前2号に規定する職員との権衡上人事委員会が特に必要があると認める職員

(併用者の区分及び支給額)

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的、かつ、合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 [略]

第7条 給与条例第29条第2項第1号及び給与等条例第24条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第7条の4第2号において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(給与条例第29条第7項及び給与等条例第24条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額

(2)・(3) [略]

2 [略]

第7条の2 削除

(併用者の区分及び支給額)

第7条の4 給与条例第29条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額並びに給与等条例第24条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第29条第1項第3号又は給与等条例第24条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号及び前条の規定を適用した場合における額の合計額

イ 1箇月当たりの運賃等相当額及び前条に定める額の合計額が55,000円を超える職員（第7条の2に規定する職員（以下「特例職員」という。）を除く。）その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

ウ 特例職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額及び前条に定める額の合計額が60,000円を超える職員 その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 給与条例第29条第1項第3号又は給与等条例第24条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前条の規定を適用した場合における額以上である職員（前号に掲げる職

第7条の4 給与条例第29条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額並びに給与等条例第24条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第29条第1項第3号又は給与等条例第24条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号及び前条の規定を適用した場合における額の合計額

(2) 給与条例第29条第1項第3号又は給与等条例第24条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前条の規定を適用した場合における額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）

員を除く。) 給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号に定める額

(3) [略]

(高速自動車国道に係る通勤手当の額の算出の基準)

第8条の2 高速自動車国道に係る通勤手当の額は、料金、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる高速自動車国道を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第6条第2項の規定は、高速自動車国道に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第7条第1項第2号及び同条第2項の規定は、給与条例第29条第3項第1号及び給与等条例第24条第3項第1号に規定する料金の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第7条第1項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「高速自動車国道」と、「運賃等の」とあるのは「料金の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「高速自動車国道」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第8条の3 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は同項各号に定める期間（以下この条及び第10条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）第3条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号に定める額

(3) [略]

(新幹線鉄道等の利用に係る職員)

第8条の2 給与条例第29条第3項及び給与等条例第24条第3項の人事委員会規則で定める職員は、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上である職員若しくは通勤時間がおおむね90分以上である職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又はこれらに相当する程度に通勤することが困難である職員として人事委員会の定める職員とする。

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第8条の3 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等（給与条例第29条第3項及び給与等条例第24条第3項に規定する特別料金等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第6条第2項の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第7条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与条例第29条第3項第1号及び給与等条例第24条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（次条第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第7条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第8条の4 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第9条の2第2項第2号及び第10条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）第3条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 [略]

4 給与条例第29条第4項及び給与等条例第24条第4項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、給与条例第29条第4項及び給与等条例第24条第4項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円（特例職員にあつては、60,000円）を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が給与条例第29条第2項第1号又は給与等条例第24条第2項第1号及び第7条の3に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同条に定める額の合計額が55,000円（特例職員にあつては、60,000円）を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

第9条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第29条第1項又は給与等条例第24条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 [略]

4 給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第7条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、第7条の3に定める額（第7条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第9条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(支給の始期及び終期)

第9条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第29条第1項又は給与等条例第24条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職をし、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職をし、又は死亡した日、通勤

手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

(返納の事由及び額等)

第9条の2 給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は給与条例第29条第1項若しくは給与等条例第24条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

(2)～(4) [略]

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第7条の4第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第7条の3に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下（特例職員にあっては、60,000円以下）であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円（同号の改定後に特例職員になる者にあっては、60,000円）を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由を生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円（特例職員にあっては、60,000円）を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

(返納の事由及び額等)

第9条の2 給与条例第29条第6項及び給与等条例第24条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職をし、若しくは死亡した場合又は給与条例第29条第1項若しくは給与等条例第24条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

(2)～(4) [略]

2 給与条例第29条第6項及び給与等条例第24条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由を生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道

等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

ア イに掲げる場合以外の場合 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

イ 第8条の3第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

3 給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、その者の返納に係る通勤手当の給与の歳出予算科目と事由発生月の翌月以降に支給される給与の歳出予算科目が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第9条の3 給与条例第29条第6項及び給与等条例第24条第6項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1） 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

（2） 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は高速自動車国道 1箇月

（3） [略]

3 給与条例第29条第6項及び給与等条例第24条第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、その者の返納に係る通勤手当の給与の歳出予算科目と事由発生月の翌月以降に支給される給与の歳出予算科目が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第9条の3 給与条例第29条第7項及び給与等条例第24条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1） 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

（2） 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1箇月

（3） [略]

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1)～(5) [略]

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1)～(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年岩手県条例第74号）第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「改正前の給与条例」という。）第29条第2項第1号又は市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年岩手県条例第75号）第2条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「改正前の給与等条例」という。）第24条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の通勤手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第7条の4第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の規則第6条第1項に規定する普通交通機関等をいう。以下同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び改正前の給与条例第29条第3項第1号又は改正前の給与等条例第24条第3項第1号に規定する料金の額をその支給単位期間（改正前の給与条例第29条第6項又は改正前の給与等条例第24条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数で除して得た額の合計額が150,000円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち普通交通機関等及び改正前の給与条例第29条第1項第2号及び改正前の給与等条例第24条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が55,000円（改正前の規則第7条の2に規定する職員にあっては、60,000円）を超える場合のものに限り、かつ、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第8条の3第1項に規定する支給単位期間等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から改正前の給与条例第29条第1項又は改正前の給与等条例第24条第1項の規定により支給された前項の支給単位期間等に係る通勤手当の額を当該支給単位期間等の月数で除して得た額を減じて得た額（1円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り捨てた額）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。